

# 青森県生活習慣病検診管理指導協議会について

---

青森県がん・生活習慣病対策課

平成30年12月5日

# がん検診に関する協議会の位置付け（がん検診の事業評価の体制）

## 青森県生活習慣病検診管理指導協議会

### 【設置根拠】

- ・[国通知]健康診査管理指導等事業実施のための指針 等
- ・[県要綱等]青森県生活習慣病検診管理指導協議会設置要領 等

### 【所掌事務】

- (1)生活習慣病検診の実施方法及び精度管理に関すること。
- (2)生活習慣病登録に関すること。
- (3)検診従事者に対する講習会等に関すること。
- (4)がん登録事業により得られた資料の提供の可否に係る審査等に関すること。
- (5)合議制機関に対するがん登録推進法の規定による意見聴取事項に関すること。
- (6)その他の必要な事項の検討に関すること。

### ②協議会への報告

県全体の事業評価、  
対策案の報告



### ③県への助言・指導

県の評価・対策案に係る  
協議、県への助言・指導



## 青森県

### ①市町村等の調査及び評価

チェックリストの実施状況、  
プロセス指標



### ④市町村等への助言・指導

検診機関への助言・指導通知、  
データの公表



### がん検診(対策型)を行う者

市町村  
〈実施主体〉

集団検診機関・個別検診機関(郡市医師会を含む)  
〈検診の受託者〉

1. チェックリストによる技術・体制の確認
2. がん検診の委託契約の締結、実施計画の作成
3. がん検診の実施
4. 地域保健・健康増進事業報告の作成・報告、プロセス指標の算出
5. 県及び市町村の事業評価に基づく改善

国立がん研究センター

弘前大学

・国レベルの分析・評価の  
フィードバック、受託研究結  
果による提言等

# これまでの市町村及び検診機関への助言・指導内容

## 「がん検診精度管理水準の向上について」(H29.2.23青森県健康福祉部長通知)

### 重点的に取り組むべき事項

受診勧奨、精密検査及び仕様書に係る取組を強化すること。具体的な方法については次のとおり。

#### 1 受診勧奨

- ① 対象者全員に対して、個別に受診勧奨を行うこと。
- ② 対象者に対して、受診勧奨時にがん検診の意義と要精密検査になった場合に必ず精密検査を受診することが必要であることを認識させる取組(広報、リーフレット等)の強化に努めること。(※1)
- ③ 未受診者に対して、個別に受診勧奨を行うこと。

#### 2 精密検査

- ① 検診及び精密検査の検査方法や結果が、医療機関から漏れなく報告されていない場合は改善に努めること。(※1、※2)
- ② 市町村・検診機関・精密検査機関で精密検査結果を共有すること。
- ③ 精密検査機関が不適切な精密検査を実施している場合、適切な精密検査を実施するように求めること。  
(適切な精密検査については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」または「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」等を参照。)
- ④ 特に個別検診において、精密検査未受診・未把握を正しく区別し、未受診者全員への個別受診勧奨を実施すること。
- ⑤ 特に個別検診において、要精検者に受診可能な精密検査機関の情報を提示すること。

#### 3 仕様書

- ① 基準に沿った仕様書を作成し、委託検診機関を選定すること。(※1)

各項目のうち、以下の注釈の部分については、他機関にも依頼する。

(※1)...市町村と検診機関とで連携して実施されることが望ましく、同様の事項を検診機関に対しても依頼する。

(※2)...医療機関(精密検査機関)との連携が必要なため、県においても県医師会の協力を仰ぎながら、精密検査機関等へ協力を依頼する。

### 継続的に取り組むべき事項

- ① 住民基本台帳に基づいた対象者名簿を作成し、対象者数を把握すること。
- ② 個人別の受診台帳を作成し、過去の受診歴及び精密検査歴を把握し、記録すること。
- ③ 検診機関に対して、精度管理評価のフィードバックを行うこと。
- ④ がん発見率、陽性反応適中度、早期がん割合を把握し、全体、性別・年齢5歳階級別、検診機関別、検診受診歴別に集計すること。